



NEWS RELEASE

2022年2月1日
山形信用金庫

キャッシュカード振込機能の一部利用制限について

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

当金庫では、多発する振り込め詐欺被害、特に急増するキャッシュカードによる振込に不慣れな高齢者のお客さまをATMに誘導して、預金を振込ませる「還付金詐欺」被害を防止するため、緊急対応として平成29年3月15日(水)より、キャッシュカード振込機能の一部利用制限を実施しましたが、令和4年2月21日(月)より対象年齢を70歳から65歳に引き下げさせていただきます。

お客さまには大変ご不便をおかけいたしますが、お客さまのご預金を悪質な犯罪から守るための対応であることを何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 対象となるお客さま

過去3年以上、ATMからキャッシュカードによる振込取引をされていない口座をお持ちの年齢が65歳以上の個人のお客さま(個人事業主のお客さまを除きます。)

2. ご利用制限の内容

当金庫キャッシュカードによる振込ができなくなります。(振込限度額「0円」とさせていただきます。)

3. 対応開始日

令和4年2月21日(月)より

4. ATMご利用制限の変更

対象となるお客さまで、ご利用制限の変更を希望される場合は、当金庫営業時間内に「通帳またはキャッシュカード」「ご本人確認書類」をご持参のうえ、お取引窓口までお申し出ください。

※ なお、ご不明な点がございましたら、お取引店までお問い合わせください。

以上